

お知らせ

「外来感染対策向上加算」に関する院内掲示

当院では、「外来感染対策向上加算」を算定する患者さんに、院内感染防止対策として次のような取り組みを行っています。

- 感染管理者である院長が中心となり標準予防策に従い、職員全員で院内感染対策を推進します。
- 標準的感染予防対策を踏まえた院内感染防止対策マニュアルを作成し、職員全員がそれに沿って院内感染防止対策を推進していきます。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会に参加します。
- 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と動線を分けて診療を行います。
- 抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用します。
- 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染防止対策の向上に努めます。
- 受診歴の有無にかかわらず、発熱やその他感染症を疑わせる症状を呈する患者さんの受け入れを行います。

院 長